



梅

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

国 税／平成26年分所得税の確定申告

2月16日～3月16日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税／贈与税の申告 2月1日(窓口受付は2日)～3月16日

国 税／1月分源泉所得税の納付 2月10日

国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

3月2日

国 税／6月決算法人の中間申告 3月2日

国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告

(年3回の場合) 3月2日

国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付 3月2日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
.	.	.	.	.	.	.

地方税／固定資産税の第4期分の納付

市町村の条例で定める日



給与所得者の特定支出控除の特例

給与所得者が、勤務に伴う一定の費用を、確定申告を通じて所得から控除できる特例。昭和63年分所得税から適用されましたが、適用件数は全国で毎年10件弱しかありませんでした。平成24年度税制改正で特定支出の範囲の拡大など制度が見直された結果、25年分の適用件数は約1,600件と大幅に増えました。

平成二十六年分確定申告のポイント

本年も所得税の確定申告の時期となりました。還付申告は、既にこの一月から始まっています。納付額のある人については、二月十六日から三月十五日（平成二十六年分は曜日の関係で、二月十六日から三月十六日）までとなります。以下、平成二十六年分確定申告のポイントを整理してみます。

1 確定申告の対象者

★確定申告をしなければなら
ない人（主な例）

- ① 個人で事業を行っており納税額がある
- ② 不動産収入があり納税額がある
- ③ 給与が年間二千万円を超える
- ④ 二か所以上から給与をもらっている
- ⑤ 同族会社の役員等で、その

2 平成二十六年分確定申告の

主な留意点

- (1) **ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算廃止**
譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない、生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産

会社社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息等を受け取っている

- ⑥ 平成二十六年中に土地等の譲渡があつた
- ⑦ 給与所得者で給与以外の所得があつた

★所得税の還付を受けられる人
得が二〇万円を超える

(主な例)

雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配当控除、住宅ローン控除を受ける人

(2)

中古住宅取得後の耐震改修もローン控除の対象に追加

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、居住者が要耐震改修住宅を取得した場合に、取得の日までに耐震改修を行うことにつき申請等をし、かつ、その者の居住の用に供する日までに耐震基準に適合することとなったことの証明がされた時は、適用要件を満たす既存住宅とみなして、住宅ローン控除が適用できることとされました（平成二十六年四月一日以後の取得から適用）。



産以外の資産（ゴルフ会員権等）が加えられました（平成二十六年四月一日以後の譲渡から適用）。

表 1 公的年金等に係る雑所得の速算表

	公的年金等の収入金額の合計額（A）		公的年金等雑所得の金額
	以上	未満	
昭和 25 年 1 月 2 日以後生れの者 (年齢 65 歳未満)	1,300,000 円未満		(A) － 700,000 円
	1,300,000 円	4,100,000 円	(A) × 75% － 375,000 円
	4,100,000 円	7,700,000 円	(A) × 85% － 785,000 円
	7,700,000 円以上		(A) × 95% － 1,555,000 円
昭和 25 年 1 月 1 日以前生れの者 (年齢 65 歳以上)	3,300,000 円未満		(A) － 1,200,000 円
	3,300,000 円	4,100,000 円	(A) × 75% － 375,000 円
	4,100,000 円	7,700,000 円	(A) × 85% － 785,000 円
	7,700,000 円以上		(A) × 95% － 1,555,000 円

表2 所得税額速算表(平成26年分用)

課税総所得金額(A)		税率 (B)	控除額(C)	税額＝ ((A)×(B)－(C))×102.1%	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下				[課税所得]	[税率]
	1,950,000円	5%	0円	((A)×5%)×102.1%	一律	10%
1,950,000円	3,300,000	10	97,500	((A)×10%－97,500円)×102.1%		
3,300,000	6,950,000	20	427,500	((A)×20%－427,500)×102.1%		
6,950,000	9,000,000	23	636,000	((A)×23%－636,000)×102.1%		
9,000,000	18,000,000	33	1,536,000	((A)×33%－1,536,000)×102.1%		
18,000,000	－	40	2,796,000	((A)×40%－2,796,000)×102.1%		

表3 確定申告書チェック表 (平成26年分用)

区分	項 目	チェックの内容
所得金額	共 通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医 療 費	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。
		差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。
		領収書の添付または提示がされていますか。
	寄 附 金	領収書、証明書等の添付がされていますか。
	特 定 扶 養 親 族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成4.1.2～平成8.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
	寡 婦 (夫)	(1)寡婦 ①死別・離婚……… 扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 ②死別……… 合計所得金額が500万円以下。 ③特定の寡婦……… 扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。 (2)寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。
		配偶者特別控除 合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。 控除額は、最高38万円です。
税額から差し引かれる金額	配 当 控 除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
	住 宅 ロ ー ン 控 除	申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1)新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除きます。

所得拡大促進税制 出向の取扱い

所得拡大促進税制は、青色申告書を提出している法人（または個人事業主）が、給与等支給額を規定の割合以上増加させる等の要件を満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の10%を法人税額（または所得税額）より税額控除（税額の10%（中小企業等等は20%）が上限）できる制度です。

「雇用者給与等支給額」とは、適用を受けようとする事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される「国内雇用者」（役員及びその特殊関係者を除いた、当該法人の国内の事業所に勤務する全ての雇用者）に対する「給与等」の支給額のことです。助成金や出向については次のように取り扱います。

① 国等から受けた助成金の取扱い

「給与等に充てるため他の者から支払

いを受けた金額」は給与等支給額から控除することと規定しているため、特定就職困難者雇用開発助成金、特定求職者雇用開発助成金など、給与等に充てることを目的に労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給される助成金の額は雇用者給与等支給額から控除します。

② 出向元法人における出向者の取扱い

法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人に対する給与を出向元法人が支給する際、出向元法人が出向先法人から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額は雇用者給与等支給額から控除します。

③ 出向先法人における出向者の取扱い

出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合、当該出向先法人の貸金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、雇用者給与等支給額に含まれます。

所得税 証券口座保管料の経費算入

証券等の口座保管料は維持管理費用であり、譲渡に直接要した費用ということができないため、譲渡所得に該当する場合は経費にできません。ただし、事業・雑所得の場合、販売費・一般管理費の控除が認められているため、申告年分に係る口座保管料を経費とすることができます。所得が事業所得若しくは雑所得に該当するか又は譲渡所得に該当するかは、当該株式等の譲渡が営利を目的として継続的に行われているかどうかにより判定することとなりますが、株式等に係る譲渡所得等の所得区分については次のように取り扱って差し支えないこととされています。

- ① 所有期間1年超の上場株式及び非上場株式等の譲渡による所得は譲渡所得とする。
- ② 信用取引の方法による上場株式等の譲渡や所有期間1年以下の上場株式等の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得とする。

印紙税

通帳等の作成とみなされる場合

金銭の受領事実を付け込み証明する目的で作成する受取通帳は、その付込み金額のすべてが五万円未満のものであっても、第十九号文書（金銭の受取通帳）に該当します。この通帳を一年以上継続して使用する場合には、作成した日から一年を経過した日以後最初の付け込みをした時に、新たに通帳が作成されたものとみなされます。

したがって、数年間使用することとしている駐車場の使用料の受取通帳に毎月の使用料の領事実を付け込む場合は、最初の付け込みの時に四〇〇〇円の印紙を貼り付け、以後一年経過することにより新たに四〇〇〇円ずつ印紙を貼り付ける必要があります。なお、第二〇号文書（判取帳）も同様に取扱いします。